

前橋市個人番号カード利用条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(利用手続)</p> <p>第3条 カードの交付を受け、又は受けようとする<u>者</u>で、カードを利用して前条に規定する事務に係るサービス(以下「サービス」という。)の提供を受けようとするものは、市規則で定めるところにより、市長に対し、利用申請を行わなければならない。</p> <p>2 省略</p>	<p>(利用手続)</p> <p>第3条 カードの交付を受けている<u>市民</u>で、カードを利用して前条に規定する事務に係るサービス(以下「サービス」という。)の提供を受けようとするものは、市規則で定めるところにより、市長に対し、<u>当該カードを提示して</u>利用申請を行わなければならない。</p> <p>2 省略</p>